河川管理者から市町村へのホットライン活用ガイドライン論点

平成28年10月21日 河川保全企画室

- 1. ホットラインの目指すべき姿
 - ホットラインの役割・意義とは
 - ホットラインの目指すべき方向とは

大河川においては「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」とあわせて段階的にホットラインを実施し、避難勧告等発令者(市町村長)の「気づき」を促している

中小河川については、水位上昇速度が大河川より速い場合が多いという特性があり、これについて、既にホットラインを設置している県から

- ・水位上昇速度が早いことからホットラインを活用した情報伝達は有効
- ・中小河川の水害を契機にホットラインを創設

の意見がある一方、

- ・ホットラインから避難勧告までの時間が短いこと等から実効性を疑問視 する発言もあったところ。
- 一方、関東・東北豪雨においてホットラインを実施した県では、その後、 ホットラインを先回りして対応がなされている等の効果があったとの意見

ホットラインは、地域の実情に応じて様々な手法が想定されるが、ホットラインの役割・意義、目指すべき役割についてどのように考えるのか。

- 2. 中小河川においてホットラインを実施する上での留意事項
 - ・水位上昇速度が速い傾向にある中小河川の場合、何に留意すべきか
 - ・多数の中小河川を抱える場合、何に留意すべきか
 - ・どのような状況下において実施すべきか(トリガーの設定)
 - 効果的なホットラインのタイミングはいつか
 - ・ホットラインの対象範囲(氾濫原か沿川か等)

水位上昇速度が速いことから、

- ・段階的にホットラインを行うことは難しい。コンパクトな運用が必要
- 時間的余裕がなく水位が達した事実のみの伝達になってしまうのでは

(水位以外の情報(宅地浸水の恐れ等)を聞かれても説明が困難)

・河川の実情を把握している河川管理者が直接やりとりを行うことは有効 等の意見があるが、水位上昇速度を考えた場合の具体的な留意事項をどの ように考えるのか

中小河川の数が多いことについては、

- ・複数河川での同時伝達により情報が錯綜しないのか
- ・最初に幹部のホットラインを行い、後は事務的に行うことで混乱を防げないか
 - ・はん濫危険水位に達した時点のみに限定 等の工夫が考えられるが、具体的な留意点をどのように考えるのか

トリガーについては、水位、雨量、さらには水位+雨量と考えられるが、 その際の留意点についてどう考えるのか。

どのような局面でホットラインを実施すると効果的であるのか

さらにホットラインは、沿川や想定されるはん濫エリア等で実施することが考えられるが、どのように考えるのか

- 3. 受け手側(市町村)への配慮
 - 逼迫した状況下にある市町村への有効な伝達方法
 - ・危機管理意識が高い市町村長へのホットラインの工夫
 - ・ホットラインが来るまで安全と誤解されないための工夫
 - ・複数機関がホットラインを行っている場合に情報が輻輳しないため の工夫

河川の水位が上昇した段階では、既に内水被害、土砂災害等が発生し役所内がかなり逼迫している状況と考えられる。逼迫した中では、

- ・首長へのホットラインは真に危険な場合に限ることとし、それ以外は幹 部に行う
- ・首長に連絡すると同時に、リエゾン等を派遣している場合は、必要に応じリエゾンが補足を行う
- 事前に情報交換、訓練を実施し、顔の見える関係を構築

等が考えられるが、ホットラインを有効に活用するための留意点について どう考えるのか

独自に防災情報を収集するなど、危機管理意識の高い市町村長にとってはかえって有り難迷惑との指摘もあるが、どのような工夫が考えられるのか

ホットラインが来るまで安全または避難勧告等の必要がないと誤解を生じないようにするためには、どのようにすればよいか

国、都道府県、気象台など複数の機関がホットラインを運用することとなるが、受け手側を考えた場合どのような工夫が想定されるのか

- 4. ホットラインを有効活用するための事前の情報提供内容
 - ・提供すべき情報の内容
 - 有効な情報交換の手法

「洪水時における情報提供の充実について」(H26.4.8) に追加すべき情報はあるか

- ・・沿川市町村ごと及びはん濫ブロックごとの危険箇所及び危険水位
 - ・当該危険箇所毎のはん濫想定地点別浸水想定区域
- ・・浸透・侵食に関する必要な情報

効果的な情報交換手法としてどのようなことが考えられるか

5.その他

ホットラインで情報提供を行った河川管理者の避難勧告等の発令の有無の確認について、どう考えるか